

長 建 協 発 第 5 6 号
平成 2 2 年 5 月 1 4 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

平成 2 2 年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 6 項において、産業廃棄物管理票交付者は報告書を作成し、都道府県知事に提出する事とされております。

今年度についても、産業廃棄物管理票を交付する排出事業者等におかれましては、平成 2 2 年 6 月 3 0 日（水）までに平成 2 1 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日に交付した産業廃棄物管理票の交付状況を県（長崎市内及び佐世保市内の事業場はそれぞれの市）に提出する事となっております。

つきましては、長崎県環境部廃棄物対策課長より、別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、電子マニフェストを活用されている場合は、情報処理センターが集計して報告を行うため事業所自らが報告する必要はございません事を申し添えます。

また、電子マニフェストの導入には、事務の効率化、法令遵守、データの透明性といったメリットがありますので、これを機に電子マニフェストの導入についても併せてご検討下さいますようお願い申し上げます。

☆ 電子マニフェストに関する情報

日本産業廃棄物処理振興センターホームページをご参照願います。

<http://www.jwnet.or.jp/>